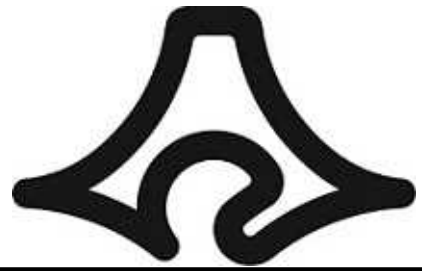


提供日 2025/03/31
タイトル 静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定
担当 健康福祉部 医療局感染症対策課
連絡先 県庁駐在
TEL 054-221-2402



静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

(要旨)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）を改定した。

（前回全面改定は平成25年9月）

(概要)

1 計画の概要

目的	新型インフルエンザ等への対策強化を図り、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小となるようにする
改定の経緯	新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）に基づき県行動計画は策定され、令和6年7月に新型コロナウイルスの経験を踏まえ、政府行動計画が全面改定されたため
計画期間	2025年度（令和7年度）から（政府行動計画の改定にあわせて改定）
改定のポイント	○新型コロナウイルスの経験を踏まえた対策項目の拡充（6項目→13項目） ○実効性のある訓練の定期的な実施等による平時の準備の充実 ○感染症対策の司令塔となる「ふじのくに感染症管理センター」の役割を追加
対策項目	下線は新規対策項目 (1) 実施体制 (2) 情報収集・分析 (3) サーベイランス (4) 情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u> (5) <u>水際対策</u> (6) まん延防止 (7) <u>ワクチン</u> (8) 医療 (9) <u>治療薬・治療法</u> (10) 検査 (11) 保健 (12) 物資 (13) 県民生活・地域経済の安定の確保

2 資料の閲覧方法

静岡県ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/kansensho/1067113/index.html>